

平成 30 年 11 月 15 日

神戸市指定給水装置工事事業者 各位

神戸市水道局

平成 30 年度神戸市及び明石市指定給水装置工事事業者研修会における質問票への回答

上記研修会において質問があったものについて一部を回答します。質問内容は原文を一部修正のうえ掲載しています。

Q 1 : 神戸市と明石市の両方の指定を持っています。当研修会に両市から案内が届きました。今年度は 2 回参加をする予定ですが、次年度以降は 1 回とできないか、ご検討をいただけませんか。

A 1 : 今回の研修会では、神戸市と明石市の両方の指定をお持ちの業者様に対しては一回のみの受講をご案内させていただいております。

なお、考えられるケースを下記に挙げさせていただきます。

① 神戸市、明石市それぞれで登録名義が異なる場合

⇒神戸市と明石市で登録されている名称が異なるため、通知が二重で届いていた可能性があります。未届けの変更事項がございましたら早急に変更届を提出いただくようお願いします。

② 神戸市、明石市両方の指定を受けているが、一方が個人名義の指定、もう一方が法人（株式会社など）での指定になっている場合

⇒神戸市、明石市いずれかに、個人から法人に変更された際の届出が提出されていない状態です。早急に変更届を提出いただくようお願いします。

③ 複数の会社を営営しており、神戸市、明石市で代表者は同じだが別会社での指定を受けている場合

⇒別々の法人での指定ですので、それぞれ 1 回ずつの受講をお願いします。

④ 同一の会社だが、神戸市、明石市で一方が本社名義・もう一方が事業所名義での指定になっている場合

⇒別々の指定の扱いとなりますのでそれぞれ一回ずつの受講をお願いします。

Q 2 : 神戸市消費者センターの方からのお話で、ご依頼内容に基づく施工について相当内であればクーリング・オフの対象外であるとの話がありました。

先日お客様から依頼を受け、台所の排水つまりで伺ったところ、台所のシンク下のみならず、屋外の排水マスへ繋がる排水管内も油で固まっていました。高圧洗浄作業とお客様のご希望で家中全面も一緒にという事で作業をしました。夫婦も一緒に事前見積もりとサインも頂き、会社としてお電話まで変わって頂き確認した上での作業でした。

しかしその後、消費者センターの方からクーリング・オフは無条件で出来ると言われ減額交渉の余地もなく返金になる予定です。お客様希望の当日施工で 8 日間空ける訳にもいきませんでした。どうしたらいいのでしょうか？

A 2 : クーリング・オフの制度は、消費者が訪問販売などで主に不意打ち的な取引で契約した場合などに一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる特別な制度です。そのため、研修会に

てお話をさせていただきましたとおり、消費者からの依頼で伺った作業とは関係性のない作業を事業者が現地で消費者に対し勧誘するなどして行った契約は、クーリング・オフの対象となる場合があります。

今回、質問にあります台所の排水の詰まりで訪問した際に、台所のつまりの原因であった屋外の排水マスの高圧洗浄作業は依頼内容に基づく施工と考えられます。一方で、それ以外の家中の高圧洗浄作業につきましては、お客様のご希望で、意向確認もきちんとされた作業ではありますが、この部分は「訪問販売」に該当する可能性があり、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフすることができることとなります。

今回のケースでは、当時の状況を改めて整理し、事業者からの法律解釈に関する問い合わせ窓口である「近畿経済局消費経済課」へお問い合わせいただき、法律の解釈を確認されてはいかがでしょうか。ただ、個別の事例の判断をしてもらうことはできませんので、予めご了承ください。また、事業者の消費者とのトラブルについて、神戸商工会議所にて無料（事前予約制）で法律相談が行われています。

Q 3 : 掘削工事の復旧業者印、ガス等他社がある時は（ガスの時など）業者が決まるのが施工後になるのはどうしますか？（単独工事以外の時）

A 3 : 道路掘削工事は神戸市道路占用規則第2条第1項により、「道路掘削・占用許可申請書」（以下「申請書」）を施工の1ヶ月前までに建設事務所へ提出し、許可を得る必要があります。「申請書」には、掘削業者名・舗装復旧業者名を記入し、それぞれの管理責任者を提示します。舗装復旧業者の変更がある場合は、水道局へ「依頼書」を再提出し承認を得てください。（申込者、申請者、施工業者名の記入と押印が必要です。）

Q 1・Q 2に関するお問い合わせ先：神戸市水道局事業部業務課営業係(078-322-5884)

Q 3に関するお問い合わせ先：神戸市水道局事業部配水課給水装置係(078-322-5887)